

福祉施設に就職される方を応援します。

小林市 福祉人材確保対策支援金 制度

1 制度の概要

市内福祉施設等（福祉サービスを提供する事業所や施設）を運営する事業者に対し、支援金（小林市福祉人材確保対策支援金）を支給することで、事業者から就職時に支給される一時金の財源を支援します。

2 支給対象

福祉人材を新規雇用した市内福祉施設等を運営する事業所

- ① 高齢者福祉施設（介護サービス事業所、有料老人ホーム等）
- ② 障がい福祉施設
- ③ 教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）

3 支給対象経費

市内福祉施設等が新規雇用した人材に支給した一時金相当額

- ・ 上限10万円
- ・ 人材確保及び就労定着のために支給するもので、支出名目は各事業所の判断によります。 例）就職手当、補助金、貸付金（償還免除規定有り）等

4 支給要件（福祉人材を新規雇用するに当たっての要件）

①年齢要件	新規雇用される時点で、65歳未満であること。	
②資格・職種要件	右の資格を有する者	介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、准看護師 栄養士、調理師、社会福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉主事 介護職員初任者研修修了者
	必要な職種	相談支援専門員、サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者
③雇用要件	・ 雇用期間の定めがないこと。 又は 雇用期間の定めはあるが更新規定があること。 ・ 労働時間が短時間でないこと。 ・ 3年間継続勤務の見込みがあること。	
④勤務要件	市内の同種の事業所に勤務していた者で、1年以内に退職した者でないこと。 ※例）「2 支給対象」①に掲げる施設から ①に掲げる施設への転職等が該当します。	

5 注意点

- ① 支援金は雇用する事業者に対し、支払うものです。
- ② 3年未満の退職や市外施設への異動等があった場合は、支給した支援金を事業所は返還しなければならないため、事業者から返還を求められる場合があります。
- ③ 予算には限りがあるため、雇用する事業者を通じてお問い合わせください。

6 この制度に関するお問い合わせ

- | | | | |
|-----------|-----|-------|--------------|
| ① 高齢者福祉施設 | 小林市 | 長寿介護課 | 0984-23-1140 |
| ② 障がい福祉施設 | 小林市 | 福祉課 | 0984-23-0111 |
| ③ 教育・保育施設 | 小林市 | こども課 | 0984-23-1278 |